

○昭和三十五年郵政省告示第十七号（時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後

現行

一 時計、業務書類等の備付けの省略

次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならぬ時計、無線検査簿、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備え付けを省略することができる。

	無線局の種別	省略することができるもの
一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	(略)	(略)
四	(略)	(略)

注 法第十三条第三項に規定する義務船舶局以外の船舶局であ

つて、特定船舶局（施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。）が設置することができる無線設備及びH三E電波又はJ三E電波二六・一㎞を超え二八㎞以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備以外の無線設備を設置していない船舶局については、無線業務日誌を備え

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の二及び第三十八条の三の規定により、時計、業務書類等の備付けを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を次のように定める。

一 (同上)

	無線局の種別	省略することができるもの
一	(略)	(略)
二	(略)	(略)
三	(略)	(略)
四	(略)	(略)

注 特定船舶局（免許規則第四条第二項の表六の項の特定船舶局をいう。）が設置することができる無線設備及びH三E電波

又はJ三E電波二六・一㎞を超え二八㎞以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の無線設備以外の無線設備を設置していない船舶局については、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により運用の状況が把握される場合は、無

二・三 (略)  
付けることを要しない。

二・三 (略)  
線業務日誌を備え付けることを要しない。